

注1：「公開の請求」には、合併後及び合併前の市町の条例の規定により請求の対象となる公文書（情報）について、「公開の申出」には、請求の対象とはならないものの任意に対応した公文書（情報）について記入しています。

注2：1件の公開の請求の中に複数の対象公文書があり、それぞれ異なった処理をしたものが含まれています。

注3：閲覧に係る請求・申出がなかった実施機関には、「閲覧」の欄を設けていません。

2 不服申立ての状況について

令和元年度 申立て件数	平成30年度 審査未了件数	不服申立てに対する裁決				取下げ	審査中
		認容	一部認容	棄却	却下		
1件	1件	0件	0件	2件	0件	0件	0件